徳島県

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地（市町村名）	漁港管理者	漁業協同組合	分区	海岸保全区域	港則法適用	ビジター受入	指定年月日	区域変更年月日	備考
3910010	碁の浦	ｺﾞﾉｳﾗ	1	鳴門市	鳴門市	北灘		○			S27.4.7		
3910020	三津	ﾐﾂ	1	鳴門市	鳴門市	北灘		○			S30.10.21		
3910030	大浦	ｵｵｳﾗ	1	鳴門市	鳴門市	北灘	2	◎		○	S27.4.7		
3910040	櫛木	ｸｼｷ	1	鳴門市	鳴門市	北灘		○			S27.4.7		
3910050	日出	ﾋｭｳﾃﾞ	1	鳴門市	鳴門市	堂浦		○			S27.4.7		
3910060	撫佐	ﾑｻ	1	鳴門市	鳴門市	室撫佐		○			S28.3.5		
3910070	室	ﾑﾛ	1	鳴門市	鳴門市	室撫佐		○			S28.3.5		
3910080	亀浦	ｶﾒｳﾗ	1	鳴門市	鳴門市	鳴門町	2	○			S28.3.5		
3910100	大潟	ｵｵｶﾞﾀ	1	阿南市	阿南市	阿南中央		○	○		S26.8.21	H4.2.13	
3910110	小杭	ｺｸﾞｲ	1	阿南市	阿南市	椿泊		○	○		S28.3.5		
3910120	後戸	ｳｼﾛﾄﾞ	1	阿南市	阿南市	椿泊		○	○		S28.3.5		
3910130	曲	ﾏｶﾞﾘ	1	阿南市	阿南市	椿泊		○	○		S28.3.5		
3910150	伊座利	ｲｻﾞﾘ	1	海部郡美波町	美波町	伊座利		○			S27.4.7	H2.10.30	
3910160	恵比須浜	ｴﾋﾞｽﾊﾏ	1	海部郡美波町	美波町	日和佐町		○	○		S31.7.6	S56.5.1	
3910170	出羽島	ﾃﾞﾊﾞｼﾏ	1	海部郡牟岐町(出羽島)	牟岐町	牟岐町		○			S27.7.29		離島
3910180	竹ヶ島	ﾀｹｶﾞｼﾏ	1	海部郡海陽町	海陽町	宍喰					S27.7.29	S59.11.12	
3920010	粟田	ｱﾜﾀ	2	鳴門市	徳島県	北灘		○			S27.4.7		
3920020	瀬戸	ｾﾄ	2	鳴門市	徳島県	北泊 堂浦	2	○			S29.7.12	S62.1.28	
3920025	土佐泊	ﾄｻﾄﾞﾏﾘ	2	鳴門市	徳島県	新鳴門		○	○		S28.6.27		
3920030	粟津	ｱﾜﾂﾞ	2	鳴門市	徳島県	里浦					S26.8.21	S46.4.24	
3920040	長原	ﾅｶﾞﾊﾗ	2	板野郡松茂町	徳島県	長原			○		S28.3.5	S38.10.16	
3920050	今津	ｲﾏﾂﾞ	2	阿南市	徳島県	阿南中央		◎			S27.4.7	S62.1.28	
3920060	中林	ﾅｶﾊﾞﾔｼ	2	阿南市	徳島県	中林		◎			S28.3.5		
3920070	椿泊	ﾂﾊﾞｷﾄﾞﾏﾘ	2	阿南市	徳島県	阿南 椿泊	2	○			S28.3.5	H2.12.15	
3920080	由岐	ﾕｷ	2	海部郡美波町	徳島県	阿部 志和岐 東由岐 西由岐 木岐	2	○	○		S26.8.21	S43.9.30	
3920090	鞆奥	ﾄﾓｵｸ	2	海部郡海陽町	徳島県	鞆浦		○			S28.6.27	H17.11.17	
3920100	宍喰	ｼｼｸｲ	2	海部郡海陽町	徳島県	宍喰		○	○		S26.8.21	H17.11.17	
3930010	牟岐	ﾑｷﾞ	3	海部郡牟岐町	徳島県	牟岐東 牟岐町	2	○	○		S26.8.21	S37.7.6	
3940010	伊島	ｲｼﾏ	4	阿南市(伊島)	徳島県	伊島		○			S28.5.28		離島

（注）

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。

2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。

3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。

4. ビジター（一時利用をいう。）受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。

5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。